

シェアリングエコノミーを活用した スマートシティ推進に関する連携協定

佐賀市（以下「甲」という。）及び一般社団法人シェアリングエコノミー協会（以下「乙」という。）は、甲が定める「佐賀市スマートシティ推進方針（以下「推進方針」という。）」の推進に資する各種取り組みについて、相互の連携・協力を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協力することにより、シェアという新たな概念を用い、伝統と革新の調和を図りつつ、イノベーションによって地域の課題を解決し、推進方針の理念実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 各種シェアリングサービスの普及に向けた取り組みに関すること
- (2) 推進方針に示す施策の方向性「スマート・ローカル！SAGACITY」の実現に寄与する取り組みに関すること
- (3) 推進方針に示す地域幸福度（Well-Being）の向上に向けた取り組みに関すること

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定を解約する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携・協力事項の実施に当たり知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

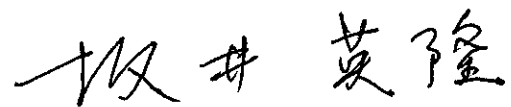
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月30日

甲 佐賀市栄町1番1号

佐賀市

佐賀市長



乙 東京都千代田区平河町2-5-3

MIDORIso NAGATACHO

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

代表理事

